

議案第 22 号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険の財政基盤の安定を図ることを目的として、被保険者の国民健康保険税の負担を見直すことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.55」を「100分の7.55」に改める。

第6条中「100分の2.60」を「100分の2.65」に改める。

第8条中「100分の2.30」を「100分の2.45」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の北名古屋市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。